

## 豊橋総合動植物公園入園券ウェブ等外部販売業務 プロポーザル実施要領

### 1 業務の概要

- (1) 業務名 豊橋総合動植物公園入園券ウェブ等外部販売業務
- (2) 業務内容 ①WEBによる入園券（大人600円、小中学生100円、その他ナイトZOOなど特別開園時に設定する入園券等）の販売業務  
※想定利用人数 約60,000人（年間）  
②提示された該当入園券の改札口での読み取り機器の設置又は貸与  
※またはそれに代わる着券オペレーションを提案すること  
③その他入園券の販売に関する来園者への利便性向上及び業務の効率化に資する業務等
- 【本園の参考入園者数】
- ・令和元年度 962,840人
  - ・令和2年度 804,922人
  - ・令和3年度 960,167人
  - ・令和4年度 1,100,000人程度（現時点で未確定）
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務場所 豊橋総合動植物公園（豊橋市大岩町字大穴1-238）
- (5) 予算予定 令和5年度分 2,000,000円  
令和6年度分 2,000,000円  
令和7年度分 2,000,000円

上記「2 業務内容①及び②」に示す業務においては、販売枚数に応じた額とし、販売額の5%（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とした予算を予定しています。販売予定枚数は60,000枚程度を想定し、手数料とは別に、本業務を実施する上で必要となる経費（初期費用、研修費用、月額固定費、システム利用料等）が必要な場合は、企画提案書に全ての経費を漏れなく記載してください。

上記「2 業務内容③」に示す業務に関しては、予算措置を必要としないものは、契約締結後から導入に向けて調整すること。予算措置を必要とするものに関しては、令和5年度中途の変更契約又は令和6年度以降の追加契約とすることを想定しているため、上記予算とは別立てで提案することも可。この場合、予算が確保後の実施とし、実施スケジュールに関しては市担当者と調整すること。なお、契約期間内において予算額が変更になった場合や予算確保ができなかった場合は、それに従い事業規模の縮小又は一部中止となる場合がありますので、御了承ください。

### 2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- ア キャッシュレス決済機能がある WEB 購入サイトを有し、本市が定める手数料率の範囲内で、販売、管理、集計し、月毎に精算事務を行えること。
- イ 動物園や、年間 30 万人以上の来園者を有する観光施設において、過去同様の業務を請け負った実績が 10 件以上あること。
- ウ 国税、愛知県税、豊橋市税が未納でないこと
- エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- オ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に豊橋市から指名停止措置を受けていないこと。
- カ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
- キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

### 3 担当部局

〒441-3147

愛知県豊橋市大岩町字大穴 1-238

豊橋総合動植物公園 動植物園（担当：白崎、後藤）

電話：0532-41-2186

ファックス：0532-41-8030

電子メールアドレス：[doshokubutsu@city.toyohashi.lg.jp](mailto:doshokubutsu@city.toyohashi.lg.jp)

### 4 参加意向申出書の作成要領

#### (1) 参加意向申出書の様式

参加意向申出書の様式は（様式 1）に示すとおりとする。

#### (2) 参加意向申出書の作成及び記載上の留意事項

応募者の**会社概要（様式 8）**並びに応募者における同種・類似業務の請負実績について、**業務実績表（様式 9）**に記載すること。なお業務実績表には、記載した業務の契約書の写し及び業務内容が確認できる書類（業務仕様書の写し等）を添付すること。

### 5 参加意向申出書の提出及び提出期限

#### (1) 提出書類等

ア 参加意向申出書（様式 1）

イ 4（2）において必要とする添付書類

- (2) 提出部数  
各1部
- (3) 提出先  
3 担当部局と同じ
- (4) 提出方法  
持参（毎日8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。
- (5) 提出期限  
令和5年4月17日（月） 午後5時必着

## 6 参加意向申出に関する質問

参加意向申出書の提出に関する質問の受付及び回答については、次による。

- (1) 質問先  
3 担当部局と同じ
- (2) 質問期間  
公告日～令和5年4月13日（木）午後5時まで
- (3) 質問方法  
**質問書（様式10）**に必要事項を記載し、持参、ファックス又は電子メールにより提出すること。なお、ファックス又は電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。
- (4) 回答 令和5年4月10日（月）以降、随時園公式ウェブページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

## 7 提案書の提出を要請する者の確認

提案資格の有無を確認後、「**提案資格確認結果通知書（様式2）**」により、提案書等の提出について通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

※令和5年4月18日（火）頃発送予定

ア 参加資格を有すると認められた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

## 8 提案書の作成及び記載上の留意事項

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。また、別添の「仕様書」も併せて確認すること。

企画提案は、次の事項について提案すること。

- (1) 販売サイトの概要等
  - ア 現在の契約施設数や取扱実績

- ・契約施設数及び入場券販売実績
  - ・販売に関する仕組みの提示
- イ 販売から入園に至るまでの流れ
- ・販売画面や画面遷移イメージ、発券方法及びそのイメージ画像等  
(購入の操作、支払方法(キャッシュレス決済等)、発券方法、入園方法及びそれらに要する時間、着券オペレーションのフロー、読み取り端末の仕様(接触型、非接触型)、着券処理に必要な通信環境など)
  - ・豊橋総合動植物公園公式ウェブページでの販売に関する内容について
  - ・販売サイト上に掲載する写真及び文書の作成、サポート
- ウ 入園券購入者とのトラブル等の処理対応
- ・購入者からの連絡を受ける窓口体制(曜日、時間帯含む)
  - ・購入方法が分からない場合、購入枚数を間違えた場合それぞれにおける対応
  - ・オフライン時など、通常の着券処理ができない場合の対応について
- (2) 販売促進に向けた取組
- ア 豊橋総合動植物公園公式ウェブページを通じた販売の促進に向けた取組
- イ 貴社サイト上での販売促進に向けた取組
- ウ 購入者及び来園者の統計管理及び分析(国、地域、年齢、性別、来園単位など)
- (3) 価格及びサポート体制
- ア 豊橋総合動植物公園公式ウェブページにおける販売手数料(%)
- イ 本市への販売代金の納入方法及び本市からの販売手数料の支払い方法
- ・貴社の代金等のやり取りの流れ
- ウ 販売導入・運営に関する研修・サポート体制(緊急時含む)
- ・導入までのスケジュール、現地でのスタッフ研修
  - ・運営後のトラブル等への対応(曜日、時間帯含む)
  - ・豊橋総合動植物公園からの依頼・指示への対応体制(貴社のチーム体制など)
- (4) その他サービスの提案
- ア 来園者の利便性向上に資すること
- イ 豊橋総合動植物公園の運営効率化に資すること
- ・入園券QRコードの一元管理(複数の販路で販売する入園券QRコード着券オペレーションの統一化)など
  - ・提案に係る実績、システムの概要、金額及びサポート体制
- ※(4)に示す業務においては、提案内容及び金額によっては、令和5年度中途の変更契約又は令和6年度以降の追加契約とする場合がある。

## 9 企画提案書の提出について

- (1) 企画提案書の提出は、企画提案書(様式は任意)のほか、業務実施体制(様式は任意、参考に様式11同等の内容を記載すること)、業務実施スケジュールなど必要な書類を添付すること。
- (2) 企画提案書及び添付書類は原則としてA4サイズとすること。

- (3) 書類は紙で提出するとともに、電子データ (PDF) もあわせて提出すること

#### 提出方法等

- (1) 提出期限 令和5年5月15日(月) 午後5時00分必着
- (2) 提出場所 第3に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送によること(電子メール又はFAXによるものは受け付けない)。
- (4) 提出部数 10部
- (5) 電子データ(PDF)も併せて担当課あてEメール([doshokubutsu@city.toyohashi.lg.jp](mailto:doshokubutsu@city.toyohashi.lg.jp))にて送付すること

#### 10 提出された提案書等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は選定事業者の提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「豊橋市情報公開条例(平成8年豊橋市条例第2号)」に基づき、同条例第12条第1項または第2項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

#### 11 実施要領、仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問書(様式10)に必要な事項を記載し、持参、ファックス又は電子メールにより提出すること。なお、ファックス又は電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。
- (2) 質問の受付場所  
3 担当部局と同じ
- (3) 質問の受付期間  
令和5年4月3日(月)から令和5年4月13日(木)午後5時まで
- (4) 回答 令和5年4月10日(月)以降、随時本園公式ウェブページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

#### 12 評価の手續及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「豊橋総合動植物公園入園券ウェブ等外部販売業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。

- (1) 第一次審査(書面審査)  
提案者が6者以上の場合には、企画提案書に基づいて事前に書類審査・選考を行い、ヒアリング等を行う第二次審査対象者を5者以内に絞り込むものとする。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程 令和5年5月26日（金）午後1時～（予定）

留意事項等については令和5年5月中旬頃に別途通知する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングはオンラインで行うものとし、出席者は2名程度（業務を中心的に担当する者も出席すること）とし、1者の持ち時間はプレゼンテーション20分程度、ヒアリング10分程度の計30分とする。

(3) 評価基準

別添「評価基準」による。

(4) 契約候補者の特定

ア 提出された提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行う。

イ 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ 選定委員会各委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。

エ 審査項目のうち、「⑬任意提案」を除き、委員全員が0点をつけた項目がある場合は失格とします。

オ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続を行うものとする。

カ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により優先者を決定する（第一次審査を実施した場合の選定についても同様とする。）。

### 1.3 評価結果に関する事項

(1) 結果通知書

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を書面「**豊橋市プロポーザル方式実施ガイドライン結果通知書（様式4）**」により通知する。

(2) 評価結果の公表

提案書の特定をされた者及び特定理由については、特定後に「**豊橋総合動植物公園入園券ウェブ等外部販売業務にかかる提案書の特定者について（様式6）**」を当園公式ウェブページにおいて公表する。

(3) 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(4) 非特定理由についての説明の請求先

3 に同じ

(5) 請求期間

通知をした日の翌日から起算して5日（土・日曜日、祝日・休日を含まない。）以内の午前9時から午後5時までとする。

(6) 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

#### 1 4 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

- (1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

#### 1 5 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。
- (2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。
- (3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
  - ア 「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
  - イ 提案資格または提案内容が無効となったとき
  - ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

#### 1 6 その他

- (1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を持参（毎日8時30分から午後5時まで）又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。